

議案第35号

摂津市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件
摂津市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年3月25日提出

摂津市長 森山 一 正

提案理由

個人情報保護審議会を設置するため、本条例を制定するものである。

摂津市個人情報保護条例の一部を改正する条例

摂津市個人情報保護条例（平成5年摂津市条例第6号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3節 審査請求等（第30条—第40条）」を

「第3節 審査請求等（第30条—第40条）」
に改める。

第4節 個人情報保護審議会（第40条の2）」

第7条第2項ただし書中「又は」を「若しくは」に、「その他正当な行政執行を行うために必要とし、かつ、その権限の範囲内で行うときについて」を「又は摂津市個人情報保護審議会（第40条の2第1項を除き、以下「審議会」という。）の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために当該個人情報が必要であり、かつ、欠くことができないと実施機関が認めるとき」に改める。

第8条第2項第6号中「ほか」の次に「、審議会の意見を聴いた上で」を加える。

第9条第1項第5号中「ほか」の次に「、審議会の意見を聴いた上で」を加え、同条第3項中「、公益上の必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられていると認める場合を除き」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられていると実施機関が認める場合は、この限りでない。

第2章第3節の次に次の1節を加える。

第4節 個人情報保護審議会

第40条の2 この条例の規定によりその権限に属することとされた事項その他個人情報の保護に関する重要事項について調査審議するため、摂津市個人情報保護審議

会を設置する。

- 2 審議会は、委員5人以内で組織する。
- 3 審議会の委員は、個人情報の保護に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 4 審議会の委員の任期は3年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第54条中「第33条第5項」の次に「又は第40条の2第5項」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年10月1日から施行する。
(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和39年条例第16号)の一部を次のように改正する。

別表統計調査員の項の前に次のように加える。

個人情報保護審議会委員	日額	9,000円
-------------	----	--------